

連合長崎2015年度政策・制度に関する要求

(再要求分)

回 答 書

平成28年 2月

長 崎 県

(1) 雇用・労働政策（回答書 No1）

<p>要 求</p>	<p>住民が安心して暮らすことができる公共サービスの質の確保と、長崎県が行う契約のもとで働く労働者の公正な労働条件確保のため、「公契約条例」の制定へ向け取り組むこと。（以下省略）。</p>
<p>回 答</p>	<p>公契約条例制定に関しては、庁内関係課で設置した「労働条件の確保に関する研究会」で国や都道府県、先進地の動向や条例制定の状況把握、関係法令との整合性の検証等を行ってきた。</p> <p>本研究会においては、公契約に従事する労働者の労働条件の確保は重要な課題であると認識しているが、本県では総合評価方式の評価等において、労務賃金の確保につながる取り組みもおこなっている。公契約には、様々な課題があり、現時点では条例制定の環境がなく、当面、国等の動向を見守っていくこととする、という結論に至っている。（雇用労働政策課）</p>
<p>再要求</p>	<p>「公契約には、様々な課題があり・・・」との回答であるが、具体的にどのような課題が明らかにされたい。</p> <p>昨年度は、「長野県が公契約条例を制定したことや、経営者のメリットも含め、引き続き国や他県等の動向を注視していきたい。」との回答であり、労働者・経営者側のメリット等についても引き続き研究し、制定に向けた取り組みを行うこと。</p>
<p>再回答</p>	<p>公契約条例制定については、以下の課題があると考えている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法令との整合性がない。 労働条件に対する行政の介入や最低賃金を上回る賃金を支払わせることとすることが憲法や最低賃金法に触れないか結論が出ていない。</li> <li>2. 国の見解との矛盾が生ずる。 ILO第94条条約の国の批准と、その前提となる国内法の整備が不可欠であり、これらに基づく全国统一基準により取り扱われるべきである。</li> <li>3. 県内市町へ与える影響 県で統一した賃金を定めた場合、本土部と離島部では賃金水準が異なり、賃金水準が低い市町には新たな負担が生じ、影響が大きい。</li> <li>4. 条例の適用を受ける契約と受けない契約で働く労働者の賃金格差 公契約条例の適用を受ける契約で働く労働者と受けない契約で働く労働者の間の格差が生ずる可能性がある。</li> </ol>

(2) 3. 中小企業政策（回答書 No7）

要 求	<p>「人材確保・育成」支援のため、中小企業労働力確保法にもとづく各種助成制度の活用促進や優遇税制等経費の負担軽減措置など、中小企業にとって実効性のある総合的な施策を構築すること。</p>
回 答	<p>中小企業労働力確保法にもとづく各種助成制度については、中小企業等が県へ雇用管理の改善に係る改善計画を策定し、都道府県知事の認定を受けないと、各種助成制度の活用ができないが、中小企業等からの改善計画の申請状況は芳しくないのが現状である。</p> <p>各種助成制度の活用促進については、労働局が助成制度を扱うので要求の趣旨を労働局へ伝える。（雇用労働政策課）</p>
再要求	<p>「中小企業等からの改善計画の申請状況は芳しくない」との回答であるが、そのことに対する認識をお示しいただきたい。また、活用促進については、労働局に伝えていただくとともに、長崎県としても積極的な広報・支援を行うこと。</p>
再回答	<p>中小企業が助成制度の活用を受けるために改善計画の提出を行い、県知事の認定を受けていたが、この助成制度が平成25年3月31日で廃止になり、それ以降中小企業からの改善計画の申請がなされていない。</p> <p>改善計画の申請は助成制度を受けるための手段となっているため、改善計画の活用を図るには、中小企業にとって魅力ある助成制度が不可欠と考える。</p> <p>現状では、助成制度が事業協同組合等を対象にした制度となっており、県としては事業主団体への説明を図るとともに、助成制度を扱う労働局へ再要求の趣旨を伝える。</p> <p style="text-align: right;">（雇用労働政策課）</p>

(3) 15. 交通政策③（回答書 No35）

要 求	地域公共交通への適正な参入規制の強化を行なうこと。
回 答	<p>国の所管業務であり、国において法に基づき行われている。                  参入基準をどうするかは国の所管となり県には権限はない。                  （新幹線・総合交通対策課）</p>
再要求	<p>交通政策基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（第9条）」                  「国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。（第12条）」と定めている。</p> <p>法の趣旨に則り、長崎県としても国に対し、このような事態が地域住民に大きな影響を与えている現状、ならびに今回の要求の趣旨を伝えること。</p>
再回答	<p>乗合バス路線の参入については、平成14年に道路運送法の改正により、国の需給調整規制が撤廃され、参入・退出が自由となった。</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可関係については、国において法に基づき行われているが、安定的な運行が確保されるよう事業者への指導・監督をお願いしてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（新幹線・総合交通対策課）</p>

(4) 15. 交通政策⑤（回答書 No35）

<p>要 求</p>	<p>長崎道「大村インターチェンジ」の高速バス停留所へ送迎ベイ設置等の対策を講じること。大村ICのバス停留所は、出口ランプと入口ランプにつながる道路上にあるためタクシーや自家用車で送迎が出来ない状況となっている。また併設する駐車場があるにもかかわらず、急階段となっており高齢者や障がい者、さらには子供連れへ使用者へは非常に困難で危険なものとなっている。送迎ベイ等、早急な対策を図ること。</p>
<p>回 答</p>	<p>大村ICのバス停留所がある部分は、高速自動車国道等に区分され、道路交通法では、路線バス以外は駐停車できない箇所となっている。仮に交通規制を緩和し、乗り入れ可能とした場合、一般車両の不要な通行、停車を誘発するなど、本来の利用目的やバスの通行への支障など、円滑な交通の影響や、事故の危険性も高くなることから、路線バス以外の乗り入れは困難であると考えている。（道路建設課）</p>
<p>再要求</p>	<p>道路交通法では使用できない旨は承知しており、要求の趣旨はベイの改善である。このことについては、大村市議会でも代替案を含め議論されていると承知している。長崎県としても大村市や管轄者であるNEXCO西日本、長崎運輸支局等と連携し、高齢者や障がい者が安全に使用できるような具体的な対策を検討すること。</p>
<p>再回答</p>	<p>送迎ベイの設置は、地形、周辺施設（料金所及び建物）の状況及び道路交通法上の制約から設置は困難な状況である。</p> <p>その他の対策としては、駐車場から高速バス停までのアクセス通路の段差解消として、エレベータの設置を大村市で検討されているが、建設費及び維持管理費を考慮すると非常に厳しい状況と聞いている。</p> <p>このような中、大村市では高速バスの停車位置を、高速自動車国道の区域外のバス停まで下りてこれないか等のソフト対策の検討を進めており、長崎県としてもソフト対策の検討を進めることが現実的と考えている。</p> <p style="text-align: right;">（道路建設課）</p>

(5) 15. 交通政策⑨（回答書 No38）

<p>要 求</p>	<p>タクシー駐車ベイ・トラック駐車ベイの増設を行なうこと。          既存のベイには一般車の駐車が著しく、ベイ自体の機能を果たせていない場所も散見される。渋滞緩和、事故防止、作業効率等の観点から広報や啓発活動を強化されるとともに違法駐車の摘発に努められたい。          また交通施設整備を促進し電停・バス停から全ての利用者が円滑に移動や乗換ができるタクシー駐車ベイの新設など、公共交通網としての一体的整備を推進されたい。          またトラック駐車ベイの増設について、長崎市西坂町（第一生命ビル前）および新大工町（馬町交差点から玉屋前）について、昨年度の要求・再要求に対し「歩道幅員の確保の観点から早急な対応が困難」、かつ「地元からの要望や協力が不可欠」であるとの回答であったが、地元住民・関係事業者の声を広く集約し、整備実現に向けた積極的な取り組みを行うこと。</p>
<p>回 答</p>	<p>タクシー・トラック駐車ベイにおける違法駐車については、その行為がタクシー・トラックの業務に支障を来すことから、引き続き取り締まりを実施するとともに関係各機関と連携しながら違法駐車の抑止、排除に努めてまいりたい。          （県警 交通指導課）</p>
<p>再要求</p>	<p>回答は違法駐車に関する対応についてであり、ベイ増設についての考え方について回答いただきたい。</p>
<p>再回答</p>	<p>タクシー・トラック駐車ベイの設置は、道路交通の円滑化を図るうえで、有効な施策であると認識しており、地元からの要望や用地の協力が得られれば、関係機関と協議し、設置の検討を行っていきたいと考えている。</p>

(6) 15. 交通政策⑪（回答書 No39）

<p>要 求</p>	<p>⑪ 交通運輸産業の人材不足に歯止めをかけるため、長崎県として具体的な施策を行うこと。交通運輸産業は行き過ぎた規制緩和から運賃・料金の低下に拍車がかかり、同時に賃金をはじめとした諸労働条件の引き下げに繋がっている。また産業の性格上、特殊な免許を有する職種が多いこと等もあって、それぞれの会社だけでは人材を確保することが困難な状況が続いている。魅力ある交通運輸産業の構築はもとより、安全・安心した働きやすい就業整備等の指導を行われるとともに人材不足への対策を講じること。</p> <p>また、2007年6月より免許制度（中型免許・大型免許）の大幅な改正などによって、新入社員の雇用時には免許を取得させることが出来ず、一企業としての教育や免許取得時の費用が大きな負担を強いることとなつたため、資格取得に対する補助金の新設等の対策を講じること。</p> <p>加えて、福岡県では高等学校と自動車学校が連携し、自動車学科の生徒を対象に運行管理者資格取得の講座を開催しており、長崎県においても専門学校（自動車科や自動車専攻科）の導入などの独自の対策を講じること。</p>
<p>回 答</p>	<p>トラック事業、バス事業及びタクシー事業は、地域の移動手段の確保を支える重要な社会基盤であり、今後、人口減少が進んでいく中、交通運輸産業の労働力の確保が今後の課題であることは認識している。</p> <p>（中略）</p> <p>県としては、今後の国の具体的な施策の動向も踏まえながら、事業者等が実施する人材の確保・育成の取組を支援して参りたい。</p> <p>（新幹線・総合交通対策課）</p> <p>他県の自動車学科における資格取得の主なものは、3級自動車整備士の資格となっており、企業が求めるディーラー整備は、2級整備士の資格となることから、卒業後に高技専や専門学校、専攻科に進学して資格取得が可能となる。現在、本県には公立の工業高校に自動車学科の設置はなく、自動車学科の新設及び専攻科を開設するためには、教職員配置や実習施設の整備など、多額の予算が必要と考えられる。また、既に佐世保実業高校に自動車関係学科と専攻科が設置されており、新たに公立で新設するまでの中学生の進路希望者は見込めない状況である。</p> <p>（総務課、県立学校改革推進室）</p>

再要求	<p>長崎労働局が発表した「職業別ミスマッチの状況（平成27年11月末）」によると、「輸送・機械運転の職業：自動車運転の職業」の求人倍率は2.04と人材不足が顕著である。また佐世保実業高校は主に整備士を育成しているが、今回求めた趣旨は「交通運輸産業の人材歯止め」であって、整備士に限って求めたものではない。要求に対しては「労働力の確保が今後の課題であることは認識している。」との回答であり、人材の確保や、町の活性化を考えたときに、長崎県としても早急な具体的対策を行うこと。</p>
再回答	<p>具体的には、県では運輸事業振興助成補助金により、トラック事業やバス事業に対する助成を行なっている。その中で人材確保対策としてはトラックの免許取得に係る助成に使用されており、バスの免許取得に対しても助成していくことで調整を行なっている。また、同補助金は運転者の適性診断等にも充てられており、運転者にとっての安心・安全な労働環境づくりを支援しているところでもあり、引き続き同補助金の交付により人材の確保に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（新幹線・総合交通対策課）</p>



(7) 17. 地域政策②（回答書 No44）

要 求	<p>② 離島地域の航空運賃の引き下げ要請、離島航路の定期運行に向けた支援など、長崎県独自の離島航路・航空路対策を講じること。</p> <p>（考え方）                  （略）～あわせて離島航路・航空路を支える職場で働く労働者が、健康・安全に働ける労働環境の整備、生活が保障できる賃金の維持・向上など、将来に渡る人材確保に向けた取り組みを行うこと。</p>
回 答	<p>離島航路                  （略）～なお、船員の労働環境の改善については、国の交通政策審議会海事分科会船員部会において、今後の船員確保策などの船員施策に係る重要事項や船員法などの船員関係法令に基づく事項が審議されているところであり、審議の状況を注視してまいりたい。（新幹線・総合交通対策課）</p>
再要求	<p>船員の労働環境改善については、国の動向を注視するだけでなく、離島を多く抱える長崎県として主体的に対応いただきたい。離島航路を支える労働者が離れることにより、離島航路の維持が困難になるといったことがないよう、県としても独自の支援策等を検討すること。</p>
再回答	<p>離島航路においても、離島航空路同様、航路事業者の経営の安定化を図り、離島航路を維持・確保するため、赤字の唯一航路に対して、人件費を含めた運航費への補助を国の補助制度に加えて実施しているほか、県独自の施策として事業の経営安定等のための融資も行い、離島航路で働く労働者の生活が保障できる賃金の維持・向上等を図っているところである。</p> <p style="text-align: right;">（新幹線・総合交通対策課）</p>

(8) 17. 地域政策一⑤（回答書No47）

<p>要 求</p>	<p>⑨ 県は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、産・官・学・金・労・言および地域住民で構成する推進組織を設置し、「長崎県版総合戦略」を策定することとしているが、県内すべての市町に対し同様の推進組織のもと幅広い声を集約し「市町版総合戦略」を策定するよう指導・調整を行うこと。</p>
<p>回 答</p>	<p>(略)</p> <p>現在、県内21のすべての市町において、産学官など、幅広い関係者や地域住民をメンバーとする有識者会議を設置し、地方版総合戦略の策定に取り組んでいるところであり、このうち、16市町の有識者会議においては、メンバーに労働者代表が含まれている。</p> <p>9月2日に開催した「県・市町まち・ひと・しごと創生対策連携会議」においては、県の総合戦略（案）について説明するとともに、市町における有識者懇話会の開催状況や総合戦略の策定状況などについて、情報共有を図ったところであり、また、総合戦略の策定にあたっては、労働者をはじめ、地域の関係者の意見が幅広く反映されるよう依頼したところ。</p> <p>今後も引き続き、市町との連携を密にして、地域の関係者の意見を十分に反映しながら、各市町の実態に応じた実効性のある戦略づくりを支援していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画課)</p>
<p>再要求</p>	<p>県内21市町のうち16市町の有識者会議においては労働代表が含まれているとの回答であるが、5市町では労働者代表が含まれていないことになる。</p> <p>現在、県および多くの市町について既に総合戦略を策定していると存じているが、今後は各総合戦略を進めるにあたって、「産・官・学・金・労・言」の原則に基づき、地域住民を含めた幅広い目線で検証し、適宜必要なフォローを行うこと。</p>
<p>再回答</p>	<p>2月16日に開催した「県・市町まち・ひと・しごと創生対策連携会議」において、労働者をはじめ、地域の関係者の意見を十分踏まえ、総合戦略を推進していくよう依頼したところ。</p> <p>今後も、総合戦略を実効あるものにするため、市町との連携を密にし、地域の関係者の意見を十分に踏まえながら推進していくよう、各市町へ働きかけていきたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画課)</p>

「労働条件の確保に関する研究会」においては、引き続き国や他の都道府県の動向を注視しながら、実務担当者レベルでの情報交換を行いながら研究を続けて参りたい。